

平成23年度

成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業

(地域企業立地促進等共用施設整備費補助金)

公募要領

平成23年10月

経済産業省 地域経済産業グループ

目 次

ページ

1. 事業の目的・補助対象事業について P. 1
2. 補助対象事業者について P. 3
3. 補助率及び補助対象経費等について P. 3
4. 応募書類の提出について P. 4
5. 採択の審査及び結果通知について P. 7
6. 応募書類等の様式について P. 9
<別添1> 公募に関する受付及びお問い合わせ先 P. 21

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の背景・目的

企業が国を選ぶ時代にあって、アジア諸国を中心に国際的な企業誘致競争が激化する中、我が国の地域それぞれが、地域の強みをいかした魅力ある企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図っていくことは、地域における雇用の創出等地域経済の活性化に資するのみならず、我が国産業の国際競争力の強化につながるものであります。

本事業は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）」に基づき、地方公共団体を始めとした地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための取組みを支援するために実施するものです。

(2) 補助対象事業

企業立地促進法の規定に基づき自治体が作成し、国の同意を受けた「基本計画」の集積区域内における企業立地促進・産業集積形成のための基盤として活用される以下に掲げる施設又は機器（※1～※5の要件を満たすものに限る。）を整備する事業。

- ① 貸工場
- ② 貸事業場
- ③ 試作・検査機器

※1 施設・機器ともに、主として中小企業者(注1)又は個人の利用に供されるものであること。

※2 施設（貸工場、貸事業場）については、「新規創業者」又は「新分野進出事業者」の効果的な支援に資するものであること。

※3 機器（試作・検査機器）については、補助申請に係る「基本計画」地域内の事業者のみならず、基本計画地域外の事業者による広汎な利用が見込まれるものであること。

※4 我が国の産業競争力強化に資するものであること。

具体的には、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(注2)における「強みを生かす成長分野」(グリーン・イノベーション(例:太陽光発電、風力発電(陸上・洋上)、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電、次世代自動車)、ライフ・イノベーション(例:医療品、医療機器、再生医療、健康関連サービス、医療介護ロボット))や、産業構造審議会産業競争力部会報告書『産業構造ビジョン2010』(注3)における戦略五分野(インフラ関連/システム輸出(例:水、石炭火力発電・石炭ガス化プラント、送配電、鉄道、リサイクル、情報通信)、環境・エネルギー課題解決産業(例:スマートグリッド・スマートコミュニティ、次世代自動車)、文化産業(例:ファッション、メディア・コンテンツ、食、観光、化粧品、日用品)、医療・介護・健康・子育てサービス(例:医療・介護・高齢者生活支援関連サービス、医療サービス、医薬品・医療機器・介護ロボット、子育てサービス)、先端分野(例:ロボット、航空機、宇宙、高温超伝導、ナノテク、機能性化学、バイオ医薬品、炭素繊維、高度IT、レアメタル)などに係る企業立地促進・産

業集積形成に資するものであること。

※5 補助申請に係る「基本計画」地域における企業立地促進（事業所新增設）及び新規雇用創出に資するものであること。

（注1）「中小企業者」とは以下のものを指します

以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建築業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
企業組合、協業組合	—	—
商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	—	—
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	構成員の2／3以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者	
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	構成員の2／3以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者	

ただし、以下の項目に該当する中小企業者を除く

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下「見なし大企業」という）。
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の見なし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人。

(注2) <http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/>

(注3) <http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004660/index.html>

2. 補助対象事業者について

本補助金の補助対象事業者は、企業立地促進法に基づき設置された「地域産業活性化協議会」の構成員であり、「基本計画」に基づく企業立地促進・産業集積の形成を目的とした上記1. (2)に掲げる施設等整備の事業及び整備後の管理・運営等を責任を持って実施することができる以下の法人とします。

- ①一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- ②独立行政法人、地方独立行政法人
- ③第三セクター（地方公共団体の出資又は出えんによって設立された法人）
- ④PFI事業者
- ⑤その他経済産業局長が認める法人（特例民法法人、学校法人等）

3. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助率及び補助対象経費等

補助対象経費、補助率、下限額は以下のとおりです。

補助金名称	補 助 事 業		補 助 率	補 助 金 下 限 額
	補 助 対 象	内 容		
地域企業立地 促進等共用施 設整備費補助 金	(1) 工事費及び 整備費 (2) 取得費 (3) 調査設計・ 企画費	次の施設（これらと一体的に整備される設備を含む。） の建設又は取得に要する経費（土地の取得造成費を除く。）。 ① 貸工場 ② 貸事業場	1 / 2 以内	1,000万円

(1) 工事費及び整備費	次の事業に要する経費 ① 試作機器の整備 ② 検査機器の整備	1 / 2	300万円
(2) 取得費		以内	
(3) 調査設計・企画費			

(2) 事業実施期間

交付決定日から平成24年3月31日までとします。

4. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成23年10月7日(金)～平成23年10月27日(木)まで

(2) 提出方法

応募される方は、別紙様式(P. 9～18)により提出書類を作成のうえ、正本1部、写し8部の計9部、及び、提出書類の電子媒体を、上記期間までに実施事業場所を管轄する経済産業局の担当課へ郵送にて提出してください。

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。

(3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先の経済産業局担当課及び管轄区域等については(P. 21「<別添1>受付及び問い合わせ先等」)のとおりです。

また、この補助金に関する問い合わせも同課にお願いします。

(4) インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html#annai>

応募書類の様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

(5) 提出書類について

①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。様式第1～第3の用紙の大きさはA4判でお願いします(各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。)

②以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、写し8部を紙媒体で提出すると共に電子媒体を提出してください。なお、通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。

- ③採択に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います（様式中の注意事項等を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、出来るだけ分かりやすく記入してください。）。
- なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご注意ください。

提出書類一覧表	様式
<input type="checkbox"/> 平成 23 年度成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業の応募について	様式第 1
<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書	様式第 2
(添付資料) <input type="checkbox"/> 補助事業の実施場所の付近見取図 <input type="checkbox"/> 施設の配置図、平面図及び立体図 <input type="checkbox"/> 基本計画の写し及び基本計画の概要 <input type="checkbox"/> 協議会構成員の一覧 <input type="checkbox"/> 事業収支計画書 <input type="checkbox"/> 申請者の概要がわかるもの（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 決算報告書（直近 3 カ年分） <input type="checkbox"/> 本事業による成果指標と目標について	
<input type="checkbox"/> 応募概要	様式第 3

(6) 補助事業者の義務等

本補助金の活用には、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び地域企業立地促進等共用施設整備費補助金交付要綱（平成 19・06・01 財地第 1 号）の規定を遵守していただくことになりますのでご注意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、経済産業局長の指示があったときは、補助事業の交付年度中間の進捗状況について、報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は国の会計年度が終了した場合は、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補

助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

- ⑤ 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することは認められません。なお、承認を受けずにこれらの処分をした場合は、原則として補助金額の全額を返納して頂くこととなります。）

また、当該財産処分の承認を行うにあたり、補助金額の全部又は一部を国に納付して頂くことを条件とする場合があります。

【参考】

補助金によって整備された事業場及び工場等の処分制限期間は概ね以下のとおりです。

（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの）

事業場 : 50年

工場、倉庫 : 38年（用途等によって変わる場合があります。）

（レンガ造、石造又はブロック造のもの）

事業場 : 41年

工場、倉庫 : 34年（用途等によって変わる場合があります。）

- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。
- ⑧ 補助事業者は、補助事業完了後5年間、補助事業により整備された施設等の運営状況や利用状況などを報告していただくこととなります。

また、補助事業完了後7年間、本事業によって集積を図ろうとする産業における工業統計表[市区町村編]（経済産業省経済産業政策局調査統計部発行）の実績値（事業所数、従業者数、粗付加価値額）を報告していただくこととなります。

なお、報告に当たっての留意点は、以下のとおりです。

ア. 工業統計表に産業別のデータが公表されていない地域においては、当該地域における工業統計表の総合値を記載する。

イ. 工業統計表に該当するデータが「x」と標記されている場合においては、該当する産業の欄にはそのまま「x」と記載することとし、合計値には反映しないこととする。

(7) その他

- ① 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、実績報告書の提出を受け、額の確定後

の精算払いとなります。

- ② 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発生するものに限られます。交付決定日より前に発生した経費（発注を含む。）は補助金交付の対象となりません。
- ③ 補助事業により整備された施設の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（この補助事業以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（この補助金の交付申請書の提出以降を含む。）は認められませんので御注意ください。
なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に所管の経済産業局に御相談ください。

5. 採択の審査及び結果通知について

（1）主な審査内容

①基本的事項の審査

ア. 補助事業者としての適格性

応募者が当該補助事業の実施者として適格な法人であるか。

イ. 補助事業の実施体制

応募者に補助事業を実施するための人材や組織体制があるか。

ウ. 補助対象経費等の審査

補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。

エ. 補助事業実施に係る財産的基盤

応募者が当該補助事業を補助の目的に沿って的確に実施し得る財産的基盤を有しているか、補助事業に係る当該補助金以外の部分の費用調達に無理がないか、など。

②事業内容に関する審査

ア. 事業の戦略性

本事業によって我が国の産業競争力強化及び地域経済の活性化にどのようにつながっていくか、本事業によって産業集積が効果的に促進されると認められるか、また、それらに伴う新規雇用や新規企業立地をどのように図っていくのか、など。

機器整備については、周辺区域（基本計画地域内）における類似機器の整備が十分でないか及び広域での利用が見込まれるか。

施設整備については、本事業で整備する施設における事業完了5年後の事業所数、従業者数、粗付加価値額の増加が見込まれるか。

イ. 都道府県又は市町村等との連携体制

応募者が補助事業を実施するために必要十分な、都道府県又は市町村等との連携体制がとれているか。

ウ. 施設等の運営体制

整備する施設の運営を的確に実施する組織・人員体制が構築できるか、など。

エ. 施設等運営にあたっての料金設定・事業収支計画

施設等の料金設定が補助目的及び補助事業実施後の施設等運営安定性の観点から適切か、応募者が当該補助事業完了後も安定して施設等の運営を行える適切な事業収支計画を有しているか、など。

③地域の経済指標等の審査

地域の実情に応じた産業振興の観点から、採択にあたり以下の事項について配慮する。

ア. 地域の経済指標等の審査

計画策定地域の有効求人倍率及び財政力指数の直近3カ年の平均値が全国的な水準と比べ低い地域。

過去に補助実績の無い地域。

イ. 他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の審査

他省庁等の地域振興等に関する計画認定を受けるなど、他の政策との連携や関連性
※他省庁の計画認定等：地域再生計画（内閣府）、頑張る地方応援プログラム（総務省）、地域イノベーション戦略推進地域（経済産業省・文部科学省・農林水産省）、産学官連携拠点（経済産業省・文部科学省）など。

(2) 採否の通知等

選定結果（採択または不採択）は、各経済産業局等から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

(3) 公募のスケジュール

10月7日（金）～10月27日（木）	受付期間
10月27日（木）～	採択審査
11月下旬頃	採択内示

(4) その他

本制度では、提出いただいた書類の取り扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に応募者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

6. 応募書類等の様式について

(様式第1)

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所

氏名 法人の名称

及び代表者の氏名 印

平成23年度成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業の応募について

成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業について、下記のとおり応募します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 提出にあたっては、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 応募者の営む主な事業
2. 応募者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第2)

住 所
氏 名 (法人の名称及びその代表者の氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の内容

(イ) 名称及び内容

内容については、以下の各項目も盛り込むこと。

- ・基本計画において集積産業として位置づけたもののうち、本補助事業によってどの産業の集積促進を図るのか。
- ・その産業は、我が国の競争力強化に資する産業分野のどの分野に該当するのか。
- ・本事業により、企業立地や産業集積をどう戦略的、効果的に進めていくのか。

(機器については、基本計画同意地域内における類似機器の整備状況及び広域での利用見込みも記載のこと。)

- ・本事業により、我が国の産業競争力強化にどうつなげていくのか。

(ロ) 実施場所

(ハ) 敷地面積

(ニ) 事業実施部分の敷地の所有関係

(ホ) 延べ床面積

(ヘ) 建物等の構造

(2) 補助事業の実施期間

(イ) 補助事業の開始(予定)年月日

(ロ) 用地取得(予定)年月日

(ハ) 補助事業の完了(予定)年月日

(ニ) 直営又は請負の別

(3) 補助事業完了後の施設利用計画

(イ) 機器等を利用して実施する事業の内容

(ロ) 事業運営主体及び事業運営費

(ハ) 施設・機器の利用料金設定の考え方(予定している料金設定額も示すこと)

(ニ) 事業完了後5年間の収支計画

(4) 添付書類

(イ) 補助事業の実施場所の付近見取図

(ロ) 施設の配置図、平面図及び立体図

(ハ) 基本計画の写し及び基本計画の概要(概要はA4用紙1枚程度)

(ニ) 協議会構成員の一覧

(ホ) 事業収支計画書

(ヘ) 応募者の概要がわかるもの(パンフレット等)

(ト) 定款又は寄付行為

(チ) 出資者及び役員の一覧が記載されている書類

(リ) 最新の決算報告書（3カ年分）

(ヌ) 本事業による成果指標と目標について

①本事業で集積及び活性化を図ろうとする基本計画上の指定業種を記載すること

②①であげた指定業種を構成する全ての産業を、標準産業分類の中分類で記載すること。

③②であげた産業の内、本事業によって集積及び活性化を図ろうとする全ての産業を記載すること。

④③であげた産業について、それぞれの産業の当該基本計画同意地域における工業統計表(※)の下記項目における応募時直近の値(平成21年)について、市区町村単位で記載すること。
また、それらの合計値についても併せて記載すること。

・事業所数

・従業者数

・粗付加価値額

※工業統計表〔市区町村編〕（経済産業省経済産業政策局調査統計部発行）

⑤さらに、当該基本計画同意地域における工業統計表の上記3項目の補助事業完了5年後の目標値を、市区町村単位で記載し、またそれらの合計値についても併せて記載すること。

※ただし、④及び⑤について、工業統計表に産業別のデータが公表されていない地域においては、当該地域における工業統計表の総合値を記載することとする。

また、該当するデータが「x」と標記されている場合においては、該当する産業の欄にはそのまま「x」と記載することとするが、合計値には反映しないこととする。

2. 補助事業の収支予算

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

① 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者	補助金交付申請額
工事費及び整備費				
調査設計・企画費				
取得費				
小計				
その他				
合計				

② 経費の内訳（各経費区分ごとの内訳を記載）

(イ) 工事費及び整備費

(単位：円)

種別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備考
小計				
合計				

(ロ) 取得費

(単位：円)

種別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備考
小計				
合計				

(注) 機器の場合にあつては、備考欄に台数を記載すること。

(ハ) 調査設計・企画費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
小 計				
合 計				

(二) その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

3. 他の地域振興計画及び地域活性化事業との連携

地域振興計画 地域活性化事業 ／（府省庁）	市町村	申請時期	戦略的な企業立地促進と産業集積の形成や 我が国産業の国際競争力強化との関連性	備 考
		認定時期		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		
		年 月		

No.		地域			
申請者	名称				
	住所				
	法人にあっては 代表者の氏名		補助金交付決定等停 止事業者該当有無	有 ・ 無	
本事業による整備内容(該当するものに○)		貸工場	貸事業場	機器	
企業立地促進法に 基づいた基本計画	同意年月日		名称		
	同意集積区域				
	集積産業				
本事業により 産業集積の 促進を図ろう とする成長 産業の分野	本事業によって産業集積の促進を図ろうとする産業分野の「新成長戦略」又は「産業構造ビジョン2010」における記載箇所 ※下記の左欄には、該当するものに○。右欄には、該当することを記述のこと。				
	新成長戦略	の()	ページに記載の()		
	産業構造ビジョン	の()	ページに記載の()		
	該当する もの全てに ○ ※その他に ○を付した 場合は、 []内に その内容を 記載のこと。	グリーン・イノベーション (太陽光発電 ・ 風力発電 ・ 中小水力発電 ・ バイオマス発電 ・ 地熱発電 ・ 次世代自動車 ・ その他 []) ライフ・イノベーション (医薬品 ・ 医療機器 ・ 再生医療 ・ 健康関連サービス ・ 医療介護ロボット ・ その他 []) インフラ関連/システム輸出 (水 ・ 石炭火力発電 ・ 石炭ガス化プラント ・ 送配電 ・ 鉄道 ・ リサイクル ・ 情報通信 ・ その他 []) 環境・エネルギー課題解決産業 (スマートグリッド ・ スマートコミュニティ ・ 次世代自動車 ・ その他 []) 文化産業 (ファッション ・ メディア/コンテンツ ・ 食 ・ 観光 ・ 化粧品 ・ 日用品 ・ その他 []) 医療/介護/健康/子育てサービス (医療/介護/高齢者生活支援関連サービス ・ 医療サービス ・ 医薬品 ・ 医療機器 ・ 介護ロボット ・ 子育てサービス ・ その他 []) 先端分野 (ロボット ・ 航空機 ・ 宇宙 ・ 高温超伝導 ・ ナノテク ・ 機能性化学 ・ バイオ医薬品 ・ 炭素繊維 ・ 高度IT ・ レアメタル ・ その他 [])			
補助事業の実施箇所(名称及び住所)					
補助事業の実施体制					
補助事業に要する経費	円	補助対象経費	円	補助金交付申請額	円
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	円	負担者		
	負担方法				

補 助 事 業 の 詳 細

事業概要

事業の戦略性及び到達目標

【機器整備】 周辺区域（基本計画地域内）における類似機器の整備状況及び広域での利用見込み

【施設整備】 本事業で整備する施設における事業完了5年後の事業所数、従業者数、粗付加価値額の増加見込み（目標値）
 ※粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

都道府県又は市町村等との連携体制

施設等の運営体制及び事業収支計画（事業完了後5年間の人員的、資金的戦略）

地域の 経済指標	構成市町村数	有効求人倍率（地域別の値を単純平均）	財政力指数（地域別の値を単純平均）

他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性

本事業によって集積を図ろうとする産業の工業統計の現状値（地域別の値を合算）

事業所数	所	従業者数	人	粗付加価値額	万円

本事業によって集積を図ろうとする産業の補助事業完了5年後における目標値

事業所数	所	従業者数	人	粗付加価値額	万円

No.	(記入不要)	地域	関東		
申請者	名称	(財)〇△機構			
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号			
	法人にあっては代表者の氏名	理事長 〇〇 □△	補助金交付決定等停止事業者該当有無	有 ・ 無	
本事業による整備内容(該当するものに○)		貸工場	貸事業場	機器	
企業立地促進法に基づいた基本計画	同意年月日	平成19年 6月18日	名称	〇〇東部地域	
	同意集積区域	〇〇市、〇△市、△〇市、南〇〇市、北〇〇市、△△市、東△△市、西△△市、××市、△×市、◇◇市、□□市、○×町、□〇町、◇〇町、▽▽町、☆☆町、北☆☆町、▽〇町、×◇町(20市町村)			
	集積産業				
本事業により産業集積の促進を図ろうとする成長産業の分野	本事業によって産業集積の促進を図ろうとする産業分野の「新成長戦略」又は「産業構造ビジョン2010」における記載箇所 ※下記の左欄には、該当するものに○。右欄には、該当することを記述のこと。				
	新成長戦略	の(18)ページに記載の(日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発促進)			
	産業構造ビジョン	の(137)ページに記載の(医療・介護・健康・子育てサービス)			
	該当するもの全てに○ ※その他に○を付した場合は、[]内にその内容を記載のこと。	グリーン・イノベーション (太陽光発電・風力発電・中小水力発電・バイオマス発電・地熱発電・次世代自動車・その他[]) ライフ・イノベーション (医薬品・医療機器・再生医療・健康関連サービス・医療介護ロボット・その他[]) インフラ関連/システム輸出 (水・石炭火力発電・石炭ガス化プラント・送配電・鉄道・リサイクル・情報通信・その他[]) 環境・エネルギー課題解決産業 (スマートグリッド・スマートコミュニティ・次世代自動車・その他[]) 文化産業 (ファッション・メディア/コンテンツ・食・観光・化粧品・日用品・その他[]) 医療/介護/健康/子育てサービス (医療/介護/高齢者生活支援関連サービス・医療サービス・医薬品・医療機器・介護ロボット・子育てサービス・その他[]) 先端分野 (ロボット・航空機・宇宙・高温超伝導・ナノテク・機能性化学・バイオ医薬品・炭素繊維・高度IT・レアメタル・その他[])			
補助事業の実施箇所(名称及び住所)	〇△産業技術センター(〇〇市〇△町---番地-)				
補助事業の実施体制	・事業を円滑に遂行するために十分な人材や組織体制があるか。 ・個々の部署の役割が明確化されているか。 などの観点から記載すること。				
補助事業に要する経費	100,000,000円	補助対象経費	50,000,000円	補助金交付申請額	25,000,000円
補助金交付申請額以外の部分の負担	負担額	75,000,000円	負担者	〇〇県	
	負担方法	一般財源			

補助事業の詳細

事業概要

- ・補助事業の名称を記載すること。
- ・補助事業の概要を簡潔に記載し、導入・設置機器又は施設整備の内容等を記載すること。
- ～ 分析装置の導入
- ～ 解析機器の導入
- ～ 測定装置の導入

事業の戦略性及び到達目標

地域の特性を踏まえ、現在の産業集積の発展や新規産業の集積促進などを、我が国の産業競争力強化や地域経済の活性化にどのようにつなげていくのか、また、それに伴う新規雇用や新規企業立地をどのように図っていくのか、について記載すること。

その他、次のような観点から記載すること。

- ・基本計画と本事業は十分な整合性を持っているか。
- ・利用者が主として中小企業者又は個人と想定されるか。
- ・施設（貸工場、貸事業場）については、「新規創業者」又は「新分野進出事業者」の効果的な支援に資するものであるか。
- ・事業の内容は具体性に富んでいるか。
- ・事業の成果目標が適切に設定されているか、その成果目標に至る戦略は明確か。
- ・整備施設等は成果目標を達成するに十分な具体性を持っているか。
- ・利用者の需要見込みは適切にされているか。
- ・補助事業を実施することにより得られる効果（波及効果を含む。）はどの程度見込まれるか。
- ・整備施設等の基本計画が定める目標への貢献が十分に見込まれるか。
- ・資源の有効活用等に資する新たな産業インフラを充実させる事業であるか。（該当する場合には内容を明記すること）

【機器整備】 周辺区域（基本計画地域内）における類似機器の整備状況及び広域での利用見込み

- ・基本計画地域内及び周辺区域における類似機器の整備が十分でない状況について記載すること。
- ・整備状況を踏まえ、周辺区域を含めた広域での利用見込みについて記載すること。

【施設整備】 本事業で整備する施設における事業完了5年後の事業所数、従業者数、粗付加価値額の増加見込み（目標値）

※粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

- ・本事業で整備する施設における事業完了5年後における工業統計表における事務所数、従業者数、粗付加価値額の増加見込み（目標値）について記載すること。

都道府県又は市町村等との連携体制

- ・都道府県又は市町村等との間に必要十分な連携体制が築かれているか。
- ・連携の体制・方法は明確か。
- ・施設等の整備後においても十分な連携体制の継続が見込まれるか。
- ・連携が複数の自治体とされているか。 などの観点から記載すること。

施設等の運営体制及び事業収支計画（事業完了後5年間の人力的、資金的戦略）

- ・施設の運営を的確に実施するための組織体制及び人員体制を的確に構築できるか。
（入居者の支援体制等が、例えば、インキュベーション施設整備では、インキュベーション・マネージャーや専門家等の配置状況、常駐でない場合においても、入居者を支援できる等、いわゆる単なるハコモノ整備ではなく、地域の産業集積に資する施設の運営体制であるかなど。）
- ・整備施設等を用いた事業を長期間安定的に実施できるか。
- ・整備施設等を用いて行う事業の収支が無理なく設定されているか。
- ・施設等の料金設定は補助目的等の観点から適切か。（料金設定や想定している具体料金も記載すること。） などの観点から記載すること。

地域の 経済指標	構成市町村数	有効求人倍率（地域別の値を単純平均）	財政力指数（地域別の値を単純平均）
	20	1.000	0.500
他の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性		・他の計画と整合性が図られているか。（基本計画以外の地域振興計画、地域活性化事業がある場合）	
本事業によって集積を図ろうとする産業の工業統計の現状値（地域別の値を合算）			
事業所数	10,000 所	従業者数	30,000 人
		粗付加価値額	20,000 万円
本事業によって集積を図ろうとする産業の補助事業完了5年後における目標値			
事業所数	12,000 所	従業者数	35,000 人
		粗付加価値額	25,000 万円

<別添1>

公募に関する受付及びお問い合わせ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地／TEL & FAX & URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL:011-736-9625 FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL:022-221-4906 FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業立地室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都 心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0269 FAX:048-601-1311 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野、 山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2716 FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-4 4大阪合同庁 舎1号館 TEL:06-6966-6012 FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎 TEL:082-224-5638 FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合 同庁舎 TEL:087-811-8523 FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 産業部 産業立地課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL:092-482-5435 FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL:098-866-1727 FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/move/	沖縄